

知恵と力を合わせて信州を元気に

MONTHLY REPORT

2025

月刊

# 中小企業レポート

5

No.582

活性化情報

長野県中小企業団体中央会

特集

令和7年度長野県中小企業融資制度について



# KENSHIN BANK INTERNET BANKING FOR BUSINESS

法人

## インターネットバンキング

月間基本料

無料キャンペーン

【キャンペーン期間】2025年5月1日(木) ▶ 2026年3月31日(火)

キャンペーン期間中に、法人ネットバンキングを新規ご契約で

契約日から**1年間**

月間基本料(1,100円)が**無料**

参考) 2025年5月にご契約 ▶ 2026年4月までの月間基本料13,200円(1,100円×12か月)が無料となります。

●詳しくは窓口または担当者までお問い合わせください。

 **けんしん** BANK

知恵と力を合わせて信州を元気に

月刊 中小企業レポート

2025

5

No.582

- 2 **特集**  
令和7年度長野県中小企業融資制度について
- 8 **中央会インフォメーション**
- 9 **生産性革命と挑戦**  
株式会社佐藤園芸
- 10 **ズームアップ！組合の魅力発見**  
鹿教湯温泉旅館協同組合
- 11 **わが社の経営戦略**  
有限会社里見看板店
- 12 **信州の魅力探訪**  
一般社団法人木曾おんたけ観光局
- 13 **ITコーディネーターによるDX理解講座**  
情報セキュリティ10大脅威2025



〈表紙写真紹介〉

標高1,000mを超える開田高原は、初夏には新緑が輝き、爽やかな風が吹き抜けます。雄大な御嶽山を背景に、木曾馬が草を食むのんびりとした光景が心を癒してくれます。真夏でも最高気温は20℃台と涼しく、避暑地としても人気です。木曾路の旅の拠点となる木曾福島から車で約30分。自然の魅力存分に楽しむことができます。 〈文・木曾おんたけ観光局 浅川敬吾〉

<https://www.kankou-kiso.com/>



特集

# 令和7年度

## 長野県中小企業融資制度について (抜粋)

長野県では、金融機関及び長野県信用保証協会と協調し、長期・固定・低利の融資制度を設け、金融機関への資金の預託、県と市町村による信用保証料の補助を通じて、中小企業の皆様が安定した経営を行えるよう応援します。

### 令和7年度 長野県中小企業融資制度一覧

| 資金名       | 資金の特徴                          | 貸付対象者   | 資金用途   |          |
|-----------|--------------------------------|---|--|----------|
| 中小企業振興資金  | 一般枠                            | 経営の安定又は合理化のために資金を必要とする方   | 設備<br>運転   |          |
|           | 短期継続融資枠                        | 恒常的に必要な運転資金を継続して調達しようとする方<br>◇恒常的に必要な運転資金(正常運転資金)=[売上債権+棚卸資産-買入債務]<br>◇返済期日に正常運転資金の範囲内で借換継続申込が可能な資金   | 運転   |          |
|           | 経営者保証不要枠                       | 事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証を利用する方  | 設備<br>運転   |          |
|           | しあわせ信州創造枠<br><small>拡大</small> | 上記3資金(枠)を利用する方で、次のいずれかの制度の認証又は認定等を受けた方<br>◇「職場いきいきアドバンスカンパニー」認証 ◇「消防団協力事業所表示制度」認定<br>◇「健康経営優良法人認定制度」認定 ◇「長野県SDGs推進企業登録制度」の登録<br>◇「業務改善助成金」の支給決定<br>◇「子育てパスポート事業」への協賛、「こどもまんなか応援サポーター」宣言、「ながの子育て応援企業同盟」への加盟  | 設備<br>運転   |          |
|           | 創業枠                            | 創業関連保証又はスタートアップ創出促進保証(以下、SSS保証)を利用する方   | 設備<br>運転   |          |
| 小規模企業発展資金 | 小規模企業者が成長・発展するために資金を調達         | 成長・発展のために資金を必要とする小規模企業者(※)の方で、小口零細企業保証を利用する方<br>※小規模企業者:従業員が20人(宿泊・娯楽業を除く商業・サービス業は5人)以下の企業  | 設備<br>運転   |          |
| 経営健全化支援資金 | 経営安定対策                         | (1) セーフティネット保証5号・7号・8号に該当する方<br>(2) 経済の変動等に伴い事業活動に支障を生じている方で下記のいずれかに該当する方<br>ア 最近3か月間の売上高又は売上高経常利益率(収益性)が前年同期に比べ5%以上減少<br>イ 直近決算期の収益性が1期又は2期前に比べ減少  | 設備<br>運転   |          |
|           | 特別経営安定対策                       | (1) セーフティネット保証1～4号・6号に該当する方<br>(2) 取引先企業の倒産による関連倒産のための資金を必要とする方で、倒産企業に対して50万円以上の回収困難な売掛金債権等を有する方<br>(3) 危機関連保証を利用する方<br>(4) 経済の変動等に伴い事業活動に著しい支障を生じている方で下記のいずれかに該当する方<br>ア 急激な為替相場の変動の影響による経営環境の悪化により、最近3か月のうちいずれか1か月の売上高又は収益性が、その前の月又は前年同月に比べ5%以上減少<br>イ 災害の影響を受け、災害発生後2か月のうち1か月の売上高又は収益性が、その前の月又は前年同月に比べ5%以上減少<br>ウ 最近3か月のうちいずれか1か月の売上高又は収益性が、前年同月に比べ15%以上減少 | 設備<br>運転   |          |
|           | 防災・災害対策                        | 売上の減少<br>取引先の倒産<br>防災・安全対策<br>災害等により必要となった資金を調達   | (1) 事業用建築物の耐震診断・耐震補強、機械等の転倒防止を図ろうとする方<br>(2) 旅館業を営む方で、宿泊施設の防火安全対策を講じようとする方<br>(3) 石油製品が貯蔵された地下タンクの流出事故防止対策を講じようとする方<br>(4) 事業継続計画(BCP)を策定又は事業継続計画に基づく対策を講じようとする方 | 設備<br>運転 |
|           | 物価高対策                          | (5) 暴風、洪水、地震その他異常な現象により生ずる災害により被災し、市町村長等のり災証明書等(災害によって被害を受けた事実を証するものとして発行されたもの)を受けた方  | 設備<br>運転   |          |
|           | 新型コロナ借換向け                      | 急激な物価高の影響を受け、最近3か月の売上高又は収益性※が、前3か年のうちいずれか同期に比べ5%(収益性の場合は5ポイント)以上減少している者<br>※収益性=売上高営業利益率(営業利益÷売上高)  | 設備<br>運転   |          |
|           |                                | 経営力強化保証を利用する方であって、セーフティネット保証5号に該当し認定を受けて既往の新型コロナウイルス感染症関連保証に係る借入金を借り換える方  | 設備<br>運転   |          |

※この掲載内容は、令和7年4月1日現在の長野県中小企業融資制度を抜粋して掲載しております。詳細につきましては、本会指導員又は長野県産業労働部経営・創業支援課までお問い合わせください。なお、最新の内容は県ホームページ等でもご確認いただけます。

長野県産業労働部 経営・創業支援課  
(長野県庁5階 TEL026-235-7200)

※事業者選択型制度とは…「事業者選択型経営者保証非提供制度」と「事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証制度」の総称であり、一定の要件を満たす法人が保証料を上乗せすることで経営者保証を外すことができる制度。信用保証料率欄の「事業者選択型制度」は前者の制度を指す。

| 貸付限度   | 貸付期間上限<br>( )内は土地・建物等             | 貸付利率<br>(年率)          | 信用保証料率<br>(※自己負担分)                                | 資金のポイント   |
|--|-----------------------------------|-----------------------|---|---|
| 1億円  | 10年(20年)<br><据置1年>                | 2.2%<br>1年以内1.9%      | 2.65%以内<br>(全額自己負担)                               | ◇スピーディーな調達が可能<br>◇既存県制度融資の借換が可能<br>※借換後の貸付期間は1年以上となる。短期資金への借換は短期継続融資枠を利用  |
| 5,000万円  | 7年[借換10年]<br><据置6か月><借換は据置1年>     |                       |   |   |
| 3,000万円  | 1年                                | 1.9%                  |   | ◇毎月の返済が不要<br>◇与信取引が3年以上ある金融機関で申込が可能<br>◇原則、直近決算における正常運転資金額を上限とする  |
| 設備・運転の合計で<br>1億6,000万円<br>[一般保証、経営安定関連保証(4・5号)の合算] | 10年<br><据置1年>                     | 2.2%<br>1年以内1.9%      | 2.25%以内   | ◇担保・保証人不要 (一定の要件が必要)<br>◇既存県制度融資の借換が可能<br>※借換後の貸付期間は1年以上となる。短期資金への借換は短期継続融資枠を利用   |
|  | 7年[借換10年]<br><据置6か月><借換は据置1年>     |                       |   |   |
|  |                                   | 上記資金(枠)の利率から<br>▲0.2% |   | ◇各認証等を取得している企業は貸付利率を引下げ   |
| 設備・運転の合計で<br>3,500万円                               | 10年<br><据置1年><br><SSS保証利用時3年の場合有> | 1.1%                  | 1.0%以内<br>(全額自己負担)                                | ◇迅速な資金調達が必要な創業者を支援<br>◇創業関連保証、SSS保証のみ対象<br>◇信州創生推進資金(創業支援向け)との合計で、最大5,500万円が貸付限度<br>◇SSS保証、創業関連保証を利用した県の制度融資に限り借換が可能  |
|  | 7年<br><据置1年><br><SSS保証利用時3年の場合有>  |                       |   |   |
| 設備・運転の合計で<br>2,000万円                               | 10年<br><据置1年>                     | 2.0%                  | 0.44%以内<br>※事業者選択型制度利用時<br>1.325%以内               | ◇小口零細企業保証の対象者が利用可能<br>◇設備・運転合算で2,000万円まで利用可能(申込金額を含む保証協会利用残高が2,000万円の範囲内)<br>◇既存県制度融資のうち創業支援向け、小規模企業向けの借換が可能(借換後も保証料補給あり)   |
|  | 7年[借換7年]<br><据置6か月><借換は据置1年>      |                       |   |   |
| 6,000万円<br>8,000万円                                 | 10年<br><据置1年>                     | 2.0%                  | 0.44%以内<br>※事業者選択型制度利用時<br>1.325%以内               | ◇経済の変動等の影響により経営環境が悪化している方などが利用可能<br>◇信用保証料の自己負担無し(セーフティネット保証、危機関連保証等の場合※事業者選択型制度利用時を除く)<br>◇保証料補給のある既存県制度融資の借換が可能(借換後も保証料補給あり)<br>◇危機関連保証を利用する方の利率を優遇(1.4%)<br>◇経済変動等の「最近3か月」とは、4月申込みの場合、1～3月、12～2月、11～1月の期間のうち、試算表等で売上高を確認できる期間で最も申込日に近い期間とする。 |
|  | 7年[借換10年]<br><据置1年><br><借換は据置2年>  |                       |   |   |
| 1億5,000万円  | 10年(15年)<br><据置2年>                | 貸付対象者(5)は1.1%         | セーフティネット保証等利用の場合自己負担無し<br>※事業者選択型制度利用時<br>0.42%以内 | ◇耐震補強工事を行う場合は、事業用部分のみが貸付対象<br>◇機械転倒防止対策を行う場合、新規設備購入及びそれに伴う据付は貸付対象外<br>◇貸付対象者(3)の方は、施設の新築増築に伴うものは貸付対象外<br>◇災害により事業活動に支障が生じている中小企業者が、設備の復旧、資材の購入等、事業活動の継続のために必要な設備資金、運転資金が貸付対象となる   |
| 3,000万円  | 7年<br><据置1年>                      |                       |   |   |
| 6,000万円  | 10年(15年)<br><据置2年>                |                       |   |   |
| 8,000万円  | 7年<br><据置2年>                      |                       |   |   |
| 6,000万円<br>8,000万円                                 | 10年<br><据置2年><br>7年<br><据置2年>     | 1.2%                  |   | ◇物価高の影響により経営環境が悪化している方が利用可能<br>※借換での利用は不可(県制度融資からの借換は、経営安定対策、特別経営安定対策、新型コロナ借換向けなどが対応可能)   |
| 設備・運転の合計で<br>1億円                                   | 10年<br><据置1年>                     | 1.6%                  | 0.32%以内<br>※事業者選択型制度利用時<br>0.73%以内                | ◇既往の新型コロナウイルス感染症関連保証の借換が可能<br>◇スピーディーな調達が可能   |

| 資金名      | 資金の特徴            | 貸付対象者   | 資金用途   |  |    |
|----------|------------------|---|--|--|----|
| 信州創生推進資金 | 創業支援向け           | 創業前後の事業資金を調達                                    | 下記のいずれかに該当する方<br>(1) 現在事業を営んでいない個人で、創業しようとする具体的な計画を有している方<br>(2) 創業した日から5年未満である方<br>(3) 分社化しようとする会社又は分社化により設立された日から5年未満の会社<br>(4) SSS保証を利用する方<br>(5) 上記(1)～(4)のいずれかに該当し、かつ、日本標準産業分類に掲げる「大分類G-情報通信業」のうち、ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業又はインターネット付随サービス業を主業として事業を営む方もしくは営もうとする方 | 設備<br>運転   |    |
|          | 事業承継向け           | 事業承継のために資金を調達                                   | (1) 他者が営む事業の一部を譲り受け、事業継続しようとする方<br>(2) 事業承継・引継ぎ支援センターの支援を受けて事業承継計画を策定し、既存事業を譲り受けようとする方<br>(3) 経営承継円滑化法の規定に基づく認定を受けた方<br>(4) 「事業承継」を行おうとする方または「事業承継」を行ってから5年未満の者であって当該事業の拡大を図ろうとする方<br>(5) 事業承継特別保証を利用する方   | 設備<br>運転   |    |
|          | 省力化投資向け<br>新設    | 省力化設備等の導入のために資金調達                               | (1) 中小企業省力化投資補助金の交付決定を受けて設備導入を行おうとする方<br>(2) 先端設備等導入計画に従って先端設備等の導入を行おうとする方<br>(3) AI・IoT・ロボットに関連した研究開発・事業展開を行おうとする方又はAI・IoT・ロボットを用いた設備等を導入し生産性向上を図ろうとする方<br>(4) 物流の効率化に資する設備導入又は環境整備等により生産性向上を図ろうとする方  | 設備<br>運転   |    |
|          | 事業展開向け           | 経営力向上計画 経営革新計画に基づき資金調達<br>新製品の開発 事業の多角化のために資金調達 | (1) 新しい技術・製品・サービス等の研究開発、事業展開を行おうとする方<br>(2) 事業転換又は新分野進出により、経営の多角化を図ろうとする方  | 設備<br>運転   |    |
|          | IT産業向け           | IT産業の発展に寄与する取組に係る資金調達                           | 日本標準産業分類に掲げる「大分類G-情報通信業」のうち、ソフトウェア業、情報処理・サービス業又はインターネット付随サービス業を主業として事業を営み当該事業の発展や拡大を目指す方   | 設備<br>運転   |    |
|          | 地域活性化向け          | 地域を活性化する取組に係る資金調達                               | (1) 商店街の空き店舗に出店しようとする方及び出店後1年以内の方<br>(2) 県産品を製造し、地場産業の活性化を図ろうとする方<br>(3) 観光需要に対応して、地域の活性化を図ろうとする方<br>(4) 障害者や高齢者等に配慮した施設整備を行おうとする方<br>(5) 「からだに優しい食品」(機能性表示食品など)を製造する方   | 設備<br>運転   |    |
|          | 企業立地向け           | 工場等の新設・移転や設備の更新・増強のために資金調達                      | (1) 工業団地に工場等の新設又は移転等を行おうとする方<br>(2) ICT産業立地助成金の事業認定を受け、事業用施設の新設又は移転等を行おうとする方<br>(3) 工業団地内の工場等に新たに1千万円以上の設備を導入しようとする方<br>(4) 県外から県内に本社機能の移転を行おうとする方   | 設備<br>運転<br>(2)のみ<br>設備<br>運転  |    |
|          | ゼロカーボン・次世代産業向け   | ゼロカーボンに向けた取組や、次世代産業に参入するために資金調達                 | (1) 環境・エネルギー関連分野、健康・医療関連分野、次世代交通関連分野に対し、これから事業転換又は新規参入を図る方、若しくは、事業転換又は新規参入後間もない方<br>(2) 節電・省エネルギー対策のための設備の設置、改造又は修理を行おうとする方<br>(3) 上記(1)のうち、試作開発等から資金回収まで相応の期間を要する下記の方<br>・航空宇宙産業に係る製品を製造する方<br>・医薬品・高度管理医療機器・管理医療機器を製造する方<br>・再生可能エネルギー発電業に取り組む方(太陽光発電を除く)        | 設備<br>運転<br>設備<br>運転   |    |
|          | 経営改善サポート資金<br>新設 | 通常型   | 外部の専門家の支援を受け、経営基盤を強化するために資金調達  | 経営サポート会議による検討や中小企業活性化協議会等の支援を受けつつ策定された事業再生計画の実施をする方で事業再生計画実施関連保証を利用する方               | 設備 |
|          |                  | 再生支援強化型   | 外部の専門家の支援を受け、経営基盤を強化するために資金調達  | 経営サポート会議による検討や中小企業活性化協議会等の支援を受けつつ策定された事業再生計画の実施をする方で事業再生計画実施関連保証(経営改善・再生支援強化型)を利用する方 | 運転 |

| 貸付限度  | 貸付期間上限<br>( )内は土地・建物等             | 貸付利率<br>(年率)                                      | 信用保証料率<br>(※自己負担分)   | 資金のポイント  |
|---|-----------------------------------|---|--|--|
| 3,500万円   | 10年<br><据置1年><br><SSS保証利用時3年の場合有> | 1.1%<br>(貸付対象者(5)、<br>イノベティブ<br>枠に該当する方<br>は1.0%) |  | ◇ <b>創業後5年未満</b> の方も貸付対象<br>◇創業関連保証を利用し、貸付期間が同一の場合に限り運転・設備の一括申込が可能。<br>◇中小企業振興資金(創業枠)との合計で、最大5,500万円が貸付限度<br>◇貸付対象者(5)、イノベティブ枠(6P参照)は利率優遇(1.0%)<br>◇SSS保証を利用する場合は経営者保証不要、創業関連保証を利用した保証料補給金が交付されている県の制度融資に限り借換が可能   |
| 2,000万円   | 7年<br><据置1年><br><SSS保証利用時3年の場合有>  |   |  |  |
| 1億5,000万円   | 10年<br>(15年※(5)は10年)<br><据置1年>    | 1.1%  |  | ◇貸付対象者(3)のうち <b>経営承継借換関連保証</b> を利用する方、又は貸付対象者(5)の <b>事業承継特別保証</b> を利用する方に限り、 <b>保証付き融資の借換が可能</b><br>◇事業承継後5年未満の方や経営承継円滑化法に基づく認定を受けた方(中小企業者の新代表者等)も対象   |
| 3,000万円<br>[借換8,000万円]  | 7年[借換10年]<br><据置1年>               |   |  |  |
| 1億5,000万円   | 10年(15年)<br><据置1年>                | 1.1%  | 0.44%以内<br>※事業者選択型<br>制度利用時<br>1.325%以内  | ◇ <b>先端設備等導入計画</b> の認定を受けた方は、当該計画の添付により、事業計画書の添付を省略可能<br>◇生産性向上を目的とした省力化設備等導入の前向きな取組みを支援   |
| 3,000万円   | 7年<br><据置1年>                      |   |  |  |
| 1億5,000万円   | 10年(15年)<br><据置1年>                | 1.2%  | (創業関連保証、SSS保証、先端設備等導入関連保証、経営革新関連保証、経営力向上関連保証等の利用の場合及びゼロカーボン向けの一部対象者は自己負担無し)<br>※事業者選択型<br>制度利用時<br>0.42%以内 | ◇ <b>経営革新計画</b> の承認、 <b>経営力向上計画</b> の認定を受けた方は、当該計画の添付により、事業計画書の添付を省略可能<br>◇生産性向上を目的とした事業展開等の前向きな取組みを支援   |
| 3,000万円   | 7年<br><据置1年>                      |   |  |  |
| 1億5,000万円   | 10年(15年)<br><据置1年>                | 1.1%  |  | ◇「 <b>信州ITバレー構想</b> 」の実現に向け、 <b>IT産業関連の事業者</b> を支援   |
| 5,000万円   | 7年<br><据置1年>                      |   |  |  |
| 1億5,000万円   | 10年(15年)<br><据置1年>                | 1.8%<br>貸付対象者(2)のうち伝統的工芸品を製造する方及び(5)の方は1.5%       |  | ◇ <b>宿泊施設のリニューアルや観光需要に対応した環境整備</b> (Wi-Fi環境整備等)を行う方も貸付対象<br>◇「からだに優しい食品」を製造する方の利率を優遇(1.5%)<br>◇貸付対象者(4)の方は、施設の新築に伴うものは対象外  |
| 3,000万円   | 7年<br><据置1年>                      |   |  |  |
| 2億8,000万円   | 15年<据置3年>                         | 1.5%<br>貸付対象者(2)は<br>1.1%                         |  | ◇ <b>工業団地へ新設・移転・設備導入等</b> を推進<br>◇土地取得又は造成費用について貸付を受けた場合は、原則1年以内に建物の工事に着工すること<br>※地方公共団体等と立地にかかる契約に特別の定めがある場合は、その期間内に建物の工事に着工、操業をすること  |
| 5,000万円   | 7年<据置1年>                          |   |  |  |
| 1億5,000万円   | 10年(15年)<br><据置2年>                | 1.4%<br>(ゼロカーボン<br>に限り1.1%)                       |  | ◇二酸化炭素排出量を減少させる製品の製造や石油由来製品からの転換等、 <b>ゼロカーボンに向けた取組</b> を支援<br>◇貸付対象者(1)の事業転換又は新規参入後間もない方とは、進出後5年未満の方<br>◇ <b>再生可能エネルギー産業(太陽光除く)</b> に取り組む方、 <b>航空宇宙産業及び次世代自動車関連産業</b> に係る製品を製造する方などは進出後5年以降でも利用可能<br>◇エネルギーコスト削減促進ツールを活用して設備投資を行う場合、信用保証料補助拡大(貸付対象者(2)に限る) |
| 3,000万円   | 7年<据置1年>                          |   |  |  |
| 1億5,000万円   | 15年(18年)<br><据置5年>                | 1.6%  | 自己負担無し<br>※事業者選択型<br>制度利用時<br>0.42%以内  | ◇ <b>事業再生計画の実施に必要な資金が貸付対象</b><br>◇ <b>信用保証料の自己負担無し</b><br>(通常型で事業者選択型制度利用時を除く)<br>◇既存県制度融資の借換が可能<br>◇再生支援強化型は信用保証付き融資の借換が可能<br>◇事業再生計画の精査に時間を要する場合がある  |
| 5,000万円   | 12年<br><据置5年>                     |   |  |  |
| 設備・運転の合計で<br>1億5,000万円<br><br>※通常型と再生支援<br>強化型の合計で<br>2億8,000万円 | 15年<br><据置1年>                     | 1.6%  | 自己負担無し<br>※事業者選択型<br>制度利用時<br>0.45%以内  |  |
|   | 15年<br><据置3年>                     |   |  |  |

## 長野県中小企業融資制度の貸付対象者の詳細内容

### 【1】信州創生推進資金（創業支援向け）

■「イノベティブな創業の活発化を図るため、県の創業支援施策を受ける方」とは次の**いずれか**に該当する方

- 1 信州アクセラレーションプログラムの支援対象事業者
- 2 信州ベンチャーコンテスト及び信州ベンチャーサミットのプレゼンテーション発表者
- 3 地域課題解決型創業支援事業（ソーシャル・ビジネス創業支援金）の支援対象事業者
- 4 長野県創業支援センターの支援対象事業者
- 5 エンジェル税制の対象企業
- 6 信州スタートアップ・承継支援ファンドの投資対象企業
- 7 信州スタートアップ・承継支援2号ファンドの投資対象企業

### 【2】信州創生推進資金（事業承継向け）

■「経営承継円滑化法の規定に基づく認定を受けた方」とは次の**いずれか**に該当する方

- 1 経営承継円滑化法第13条第1項の規定による経営承継関連保証を利用する方
- 2 経営承継円滑化法第13条第2項の規定による特定経営承継関連保証を利用する方
- 3 経営承継円滑化法第13条第3項及び同条第4項の規定による経営承継準備関連保証を利用する方
- 4 経営承継円滑化法第13条第5項の規定による特定経営承継準備関連保証を利用する方
- 5 経営承継円滑化法第13条第6項の規定による経営承継借換関連保証を利用する方

### 【3】信州創生推進資金（省力化投資向け）

■「AI・IoT・ロボットを用いた設備導入」とは次の**いずれか**をいう

| 対象設備等 | 施設例   |
|-------|---|
| AI    | 人間の使う言語の理解やデータ・経験から論理的な推論、学習を行うプログラムやソフトウェア                                       |
| IoT   | 複数の機械等がネットワーク環境に接続され、そこから収集される各種の情報・データを活用して①監視、②保守、③制御、④分析のうち、いずれか1つ以上を行うもの      |
| ロボット  | 人の代わりに何らかの複数の作業工程を自動的かつ連続的に行う機械装置。また、手動操作であってもパワードスーツやドローン、乗り物全般の自動操縦技術はロボットに含まれる |
| その他   | 長野県デジタル化一貫支援サイトの「ソリューション一覧」に掲載のITツール等   |

### 【4】信州創生推進資金（事業展開向け）

■「新しい技術・製品・サービス等の研究開発・事業展開を行おうとする方」とは次の**いずれか**に該当する方

- 1 中小企業等経営強化法の認定事業者（経営革新計画の承認、経営力向上計画の認定を受けた方）
- 2 新たな研究開発、事業展開による技術・製品・サービス等が、機能、用途、性能等（サービス等にあっては、内容、手段、効率性等）において、従来にない特徴を有し、当該事業の属する業界又は財・サービスを供給する市場等における新しい活動を誘引する等先導的な役割を果たすと見込まれるもの

■「事業転換又は新分野進出により経営の多角化を図ろうとする方」とは次の**全て**に該当する方

- 1 現在の事業と日本標準産業分類の細分類（4ケタ分類）において、異なる分類に属すること  
ただし、同一の分類に属する場合は、商品の機能、性能及びサービス等の大幅な改善を行い市場の多角化等を行う場合に限るものであること
- 2 新たな事業分野は進出後の全事業活動のおおむね20%以上を占めるものであること（事業活動の割合の算定は、生産額、取引額又は付加価値額による）※付加価値額＝人件費＋減価償却費＋営業損益
- 3 新たな事業分野は将来の発展が確実に見込め、また、当該事業分野の経営ノウハウ等を十分保有できると見込めるものであること
- 4 下請事業者にあっては、親事業者からの単なる発注品目の変更によるものでないこと

### 【5】信州創生推進資金（地域活性化向け）

■「観光需要に対応して、地域の活性化を図ろうとする方」とは、次の**1～3いずれか**の整備を行おうとする方

- 1 下表に掲げる観光施設の整備

| 対象施設   | 施設例                        |
|--------|----------------------------|
| スポーツ施設 | スキー場、グラウンド、体育館、テニスコート、プール等 |
| 温泉施設   | 天然温泉浴場等                    |
| 文化施設   | クラフト施設、物産館等                |
| その他の施設 | 観光施設として認められたもの             |

- 2 宿泊施設の整備

- 3 観光需要に対応するための環境整備（Wi-Fi環境の整備、キャッシュレス決済機能導入、外国語表示看板等の多言語受入環境整備等）

■「県産品を製造し、地場産業の活性化を図ろうとする方」とは、次の**いずれか**の製品を製造しようとする方

- 1 寒天 2 水産加工品 3 野菜果実瓶缶詰 4 漬物 5 味噌 6 醤油 7 和菓子 8 ワイン 9 清酒  
 10 地ビール 11 そば 12 凍豆腐 13 生糸 14 信州紬 15 染色 16 和紙 17 水引  
 18 竹・籐・杞柳・わら・あけび曇細工 19 家具 20 仏壇・神具 21 木彫品 22 ギター 23 漆器 24 スキー  
 25 木工芸品 26 瓦 27 焼物 28 石材加工品 29 信州鋸 30 打刃物 31 煙火  
 32 その他知事が適当と認めるもの

■「障害者や高齢者等に配慮した施設整備を行おうとする方」とは、次の**いずれか**の設備、また、これらと併せた建物の整備をする方（新築時に設置する場合は対象外）

|      |   |
|------|---|
| 対象施設 | 傾斜路、自動ドア、障害者等の利用に配慮したトイレ、障害者等の利用に配慮したエレベーター |
|------|---|

【6】信州創生推進資金（ゼロカーボン・次世代産業向け）

■「節電・省エネルギー対策のための設備の設置、改造又は修理を行おうとする方」とは、次の**いずれか**の設備の設置、改造又は修理を行おうとする方

- 1 省エネルギー型照明設備（LED照明への切り替え、照明反射板の設置に限る）  
 2 エネルギーの使用の合理化に資する施設（信用保険法施行規則別表第二の一に掲げるエネルギー対策保証の対象となる120施設）  
 3 非化石エネルギーを使用する施設（上記別表第二の二に掲げるエネルギー対策保証の対象となる7施設）  
 4 遮熱・断熱設備（屋根、外壁、窓等の遮熱又は断熱性能の向上に資する設備の設置及び改修）

【7】経営改善サポート資金

■「経営サポート会議による検討や中小企業活性化協議会等の支援を受けつつ策定された事業再生計画の実施をする方等で、事業再生計画実施関連保証（経営改善・再生支援強化型含む）を利用する方」とは、次に例示する計画に従って事業再生を行い、金融機関に対して計画の実行及び進捗の報告を行う方

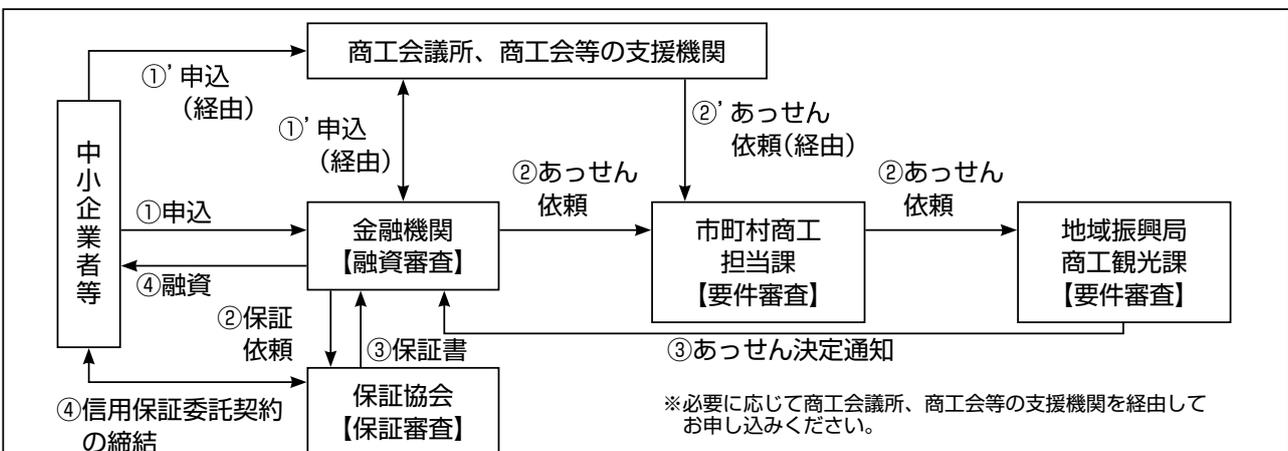
- 1 認定支援機関（中小企業活性化協議会等）の指導又は助言を受けて作成された事業再生の計画  
※認定経営革新等支援機関（認定された税理士や金融機関）とは異なります  
 2 経営サポート会議（信用保証協会や債権者たる金融機関等の関係者が一堂に会し、中小企業者ごとに経営支援の方向性、内容等を検討する場）による検討に基づき作成又は決定された事業再生の計画

※その他の貸付対象者については、地域振興局商工観光課までお問合せください。

## 長野県中小企業融資制度の県のおっせんまでのスケジュール

【1】制度融資の申込みの流れ（県がおっせんし、県及び市町村が保証料補給を行う資金）

①から②までの審査期間に加え、③までの審査に要する標準的な取扱日数は10営業日程度です。商工会議所、商工会を通して申込みすることもできますが、申込日は金融機関へ提出した日となります。申込書類に不備がある場合、上記以上に時間を要したりするため、書類の添付漏れや記入漏れに十分ご注意ください。なお、添付書類や書類の記入方法について、不明な点がある場合はあらかじめ地域振興局商工観光課までお問合せください。



（注1）書類不備を揃える時間及び申込内容に疑義があり、調査を行う時間は除きます。

（注2）信州創生推進資金（創業支援向け）や経営改善サポート資金等、計画の精査に時間を要する資金は、10営業日以上要することがあります。

（注3）申込が集中する時期（特に6・9・12・3月）は10営業日以上要することがあります。取扱日数の目安については、申込先の地域振興局商工観光課までお問合せください。

## 令和7年度の職員紹介

本会の職員を紹介いたします。会員の皆様、本年度もよろしくお願いいいたします。

専務理事 井出 康弘

理事・事務局長兼総務部長 鈴木 幸一

### 総務部

総務課 課長 井浦奈津江  
主査 石崎 恵美  
主査 林 夏子  
主査 白田 有紀

### 東信事務所

所長 松田 基弥  
副所長 新開 裕紀  
主査 緩詰 和恵  
主事 増田 克将

### 連携支援部

部 長 宮尾久美子  
支援課 課長 重野 崇  
課長補佐 土屋 明  
主査 荒川 歩美  
主事 金井 尚

### 中信事務所

所長 馬場 智也  
副所長 丸山 祥司  
主査 赤木 祐子  
主事 上條 隼輔  
主事 新井 一樹

### 連携開発部

部 長 小池 昭雄  
開発課 課長 細田 拓也  
参事 緩詰 哲男  
主査 宮崎裕美子  
主査 戸谷 隆広  
主事 小澤 史弥  
主事 保坂 慶太（新規採用）

### 南信事務所

所長 梨田 貴之  
副所長 楯 直之  
主査 保尊 悟史  
主事 竹内 万結

### 協同組合長野県商工振興会

専務理事 井出 康弘  
課長 桐山みどり  
パート職員 小沢 陽子

### ものづくり事業推進部

本部  
部 長 重野 崇  
参事・サポーター 畑山 佳久  
サポーター 塩入 健一  
サポーター 藤澤 真一  
サポーター 中村 和利  
サポーター 鈴木 義人  
パート職員 翁 奈津実  
パート職員 小沢 陽子

### 南信事務所

サポーター 柳澤 道夫  
サポーター 両角 真澄  
サポーター 渡邊 敏夫  
サポーター 飯田 忠男  
パート職員 宮坂佐保里

### 中小企業省力化事業

長野事務所  
部 長 宮尾久美子  
課 長 重野 崇  
推進員 山崎 達夫  
推進員 増山 清  
推進員 小澤美恵子  
推進員 金井 武男  
パート職員 巢山 千穂

### 南信事務所

参事・推進員 瀬戸口俊二  
推進員 中島 幹人  
パート職員 小酒井さおり

令和7年4月1日現在

## ワンオペレーションで丁張なし

設計の3DCAD化、3D測量など、建設・土木の各種業務にICTツールを活用することで業務の効率化や働きやすい環境づくりを実現する取り組みが広がっています。

草花・植木の小売り販売と、造園土木工事およびエクステリアの設計・施工を手がける、佐藤園芸。造園業では先がけてICTを導入、小規模土木工事の作業効率化に取り組んでいます。

ICT導入について佐藤寛社長は「公共工事でICT化が進んでいることや、個人宅等のエクステリアの設計・施工が増える中、人材不足もあり業務効率化を図りたいと考えたことがきっかけ」と話します。

建築や土木工事の前に必ず行うのが、現場で建物や構造物の正確な位置と高さを出す「丁張」。これは2人一組で現場を測量し基準となる角のポイントを出し、そこに木杭、水糸、固定する板を使って位置と高さを可視化する作業です。重機での作業中、丁張を壊してしまうケースも多く、復旧作業の手間もかかっていました。

そこで同社はものづくり補助金を活用し、公共工事向けに高精度な測量が可能な自動追尾型測量機器（サーボトータルステーション）と、民間用に自動整準機能が付



小型ショベル用センサーと杭ナビの連動による操作

き、整準に慣れていない人でも使用可能な測量誘導システム（杭ナビ）を導入。さらに既存小型ショベルに対応センサー、プリズムなどの機器を取り付け、杭ナビとタブレットを連動させた操作を実現しました。

いずれの作業も1人でオペレーションでき、丁張も不要。現場作業の効率化と生産性向上を図りました。「データ入力というひと手間はありますが、もともと設計図面はCADで作成しているので、そのデータをシステムに連動できる。丁張なしで一人で作業ができる効率化はとても大きい」。佐藤社長はICT導入に手応えを感じています。



サーボトータルステーションを使った測量



測量誘導システム（杭ナビ）による作業

## エクステリアから室内緑化まで

同社は戦後、先々代が花農家としてシクラメンなどの花苗の生産と販売を手がけたのが始まり。「花の苗が高値で売れていることを東京の親戚から聞き、野菜などの農業から先がけて花生産に転換しました」。

高度成長期、主要な販売先だった東京の市場がさまざまな草花であふれかえっているのを見て、創業者が現在地に店舗を出店し小売業にシフト。現会長が同時に造園業も始めました。

現在、草花の小売りの他、民間の植栽工事や住宅の庭園管理から、県内各地の大規模公園の造園・管理、法面保護工事、河川改修など緑化や石積みといった造園技術を生かした公共土木工事まで、幅広く造園・緑化ニーズに対応。さらに高まるエクステリア工事のニーズにも応えています。

2024年4月に店舗をリニューアル。1階の草花販売スペースには室内緑化のモデルルームも兼ねるカフェを併設、2階は会議・セミナーなどのスペースとして貸し出しています。

佐藤社長は「園芸店としては珍しい取り組みで、長野では先がけ。園芸、造園土木、エクステリアと、つねに先がけて取り組む当社の戦略のひとつでもあります」と力を込めます。



室内緑化のモデルルームを兼ねるカフェ

ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金第14次採択企業

株式会社佐藤園芸

代表取締役 佐藤 寛  
創業 1970（昭和45）年9月  
資本金 2,000万円

従業員数 19名  
本社 長野市青木島3-3-10  
TEL/FAX TEL.026-286-2525 FAX.026-283-1474

## 組合設立の経緯

鹿教湯温泉は古くから湯治場として発展してきました。鹿に姿を変えた文殊菩薩が獺師に効能豊かな温泉の湧く場所を教えたことから「鹿教湯」と称されるようになったという開湯伝説もあります。

昭和31年には温泉街に新たな温泉が掘削され病院が開設されたこと

で、農閑期の保養所として、地域のみならず各地から保養目的で訪れる滞在者が増えました。昭和50年代には30軒の旅館やホテルが軒を連ね、年間40万人もの団体客が訪れ大いににぎわいました。

平成7年に経営の合理化を目指し、割りばしや燃料、下駄や傘など各旅館で使用される営業用物資の共同購買を目的に組合を設立。現在では年間13万人の宿泊者を組合員18名で受け入れています。



由来となった文殊菩薩を祀る文殊堂

## 冬の恒例イベント「氷灯ろう夢祈願」

毎年、12月下旬から1月下旬までの約1か月間開催される「氷灯ろう夢祈願」。約30年続いている冬の伝統イベントでは、氷で作られた200個の灯ろうが



幻想的な雰囲気の水灯ろう

温泉街から文殊堂周辺まで並べられ、ろうそくの炎がゆらぐ幻想的な雰囲気に包まれます。

氷灯ろうへの点火体験も可能となっており、16時30分の点火から、ろうそくの消える21時頃まで、本物の火と氷ならではの美しさが旅情を誘います。

## 「鹿教湯万美」誕生!

古くから湯治場としての地位を確立していますが、若い世代へも鹿教湯温泉の魅力を発信するため、全国の温泉地を擬人化してPRする131番目の温泉むすめとして、「鹿教湯万美」が誕生しました。

鹿教湯万美の誕生には、宮崎涼理事長の尽力があつてこそ。コロナ禍の最中に温泉むすめプロジェクト代表橋本竜氏へ直談判し、キャラクターの製作が決定。キャラクターづくりには組合員からの意見も取り入れ、「盛り上げ上手で説明上手な先生系むすめ」として、今年3月によりやく情報が解禁されました。別所温泉の温泉むすめである別所愛染とともにVUCCAに所属することも決定し、若者世代への鹿教湯温泉の認知度向上が期待されています。



キャラクター名  
「鹿教湯万美」(かけゆばんび)  
© ONSEN MUSUME PROJECT

## 今後の展望

組合の主力メンバーは30代～40代が中心となっており、世代交代が進んでいます。若い世代が組合活動に参画することで、今までにない新たな取り組みやイベントの企画等、組合内部にも新たな風が吹いています。その中の一つの取組みとして、長年放置されてきた廃墟旅館を組合として買い取り、更地とすることで地域の景観保全にも積極的に取り組んでいます。

「地域が一体となって、一緒の方向を向いて取り組んでいこうという機運が高まっています。地域の抱える様々な課題がありますが、年間の宿泊者数30万人を目指して、これからも様々な事柄に取り組んでいきたいと思います」と宮崎理事長は話されました。

理事長：宮崎涼  
設立：平成7年9月28日  
TEL：0268-44-2331  
住所：上田市鹿教湯温泉1434番地2



左から 齊藤事務局員、永井事務局員、宮崎理事長、斎藤副理事長

鹿教湯温泉は「とっても柔らかい」と評判の弱アルカリ性単純温泉です。身体の芯から温まりに、ぜひお出でください。

# わが社の経営戦略

## 有限会社里見看板店

(飯伊広告塗装事業協同組合・組合員)



Vol.37

手書きからデジタルデータの活用へと時代ニーズに応じて創業123年。価値のある看板づくりを目指して、新たな世代へ。



## 文字書きからデジタルまで

「今まで120年余り、時代の変化にあわせて細く長くやってきました。今後も変化に対応しながら、景観に配慮した品が良く価値のある看板づくりをしていきたいと考えています」。2025(令和7)年4月、里見看板店の5代目社長に就任したばかりの里見祐輔社長は落ち着いた口調で抱負を話します。



車両への文字書き(昭和30年頃)

創業1902(明治35)年。代々家族で事業を継承し、看板業としては南信州(飯田・下伊那地域)で最も古い会社です。手がける看板は、ビルや商業施設等の外装サイン、道路沿いに設置された大型広告塔、スタンド看板、懸垂幕、のぼり旗、店舗ガラス面に貼るウィンドウサイン、イベント装飾、営業車用看板・カーラッピング、デジタルサイネージなど多種多様。看板設置場所の調査、土地使用の交渉、県や各市町村などで定められた景観条例に基づいた申請も含め、トータルに企画・提案しています。さらに、体育館などの窓ガラスが災害時に飛散するのを防ぐ専用透明フィルムの施工など、技術を活かした仕事も手がけています。

創業当初から書き文字を得意とし、表札やトタン看板、立て看板を数多く手がけてきた同社。高度成長期に営業用自動車の普及が加速すると、自動車看板の文字書きの受注が大きく拡大し、その職人技は県内でも高く評価され、長く事業の屋台骨を支えてきました。

「当時は飯田・下伊那地域の9割以上、現在も6~7割を手がけています。もっとも今は手書きはほとんどなく、カッティングシートで文字を貼ったり、ラッピングで対応。売上げ比率も一般看板が大きく上回ります」。そう話すのは里見則行前社長。代々の手書き技術を継承し、今では南信州で唯一の職人として腕をふるいながらも、時代に合った看板制作技術を取り入れてきました。

## カーラッピングで差別化

父である前社長の片腕としてそれを支えてきたのが、東京の専門学校を卒業し大手看板会社で5年間修業後、



カーラッピングしたバス

2006(平成18)年に入社した祐輔社長。身につけてきた最新技術ノウハウをもとに、デザインや技術、表現領域を積極的に追求・拡大してきました。

そのひとつが、車両全体に絵や写真などのビジュアルや文字を自由にデザインした専用フィルムを貼る、カーラッピング。“移動する広告媒体”として企業や行政の車両の他、一定の期間内は簡単にはがすことが可能なためイベントPR用にも活用されています。

「特別な素材と技術が必要なので同業他社もなかなか手が出せない」と祐輔社長。自ら習得した技術と、4トン車まで自社工場内で施工できる強みを活かし、地域のニーズに積極的に応えています。もっともラッピングは対象もサイズも問わず。食品の自動販売機や、最近では地域のPR用に地元から募集した絵をもとにデザインした郵便ポストも手がけました。

東京などで目についた屋外広告の写真は数多く撮ってくる、という祐輔社長。「看板自体が好きということ



里見祐輔代表取締役(右)と里見則行取締役

もありますが、アイデアの参考にしたり、デザインや素材などの最新情報をつかんでおく必要があると思っています」。祐輔社長が目指す「景観に配慮した品が良く価値のある看板」づくりの秘訣はここにもあるようです。

代表取締役 里見 祐輔  
創業 1902(明治35)年  
資本金 300万円  
従業員数 5名  
本社 飯田市上郷別府3365-5

TEL : 0265-22-1879 FAX : 0265-22-7726  
事業内容 看板の企画・デザイン・製作・施工・メンテナンスなど



# 信州の魅力探訪

VOL.4

一般社団法人

木曾おんたけ観光局

## 新緑輝く中山道・宿場町

木曾地域を巡る初夏のウォーキングコースとして、特におすすめなのが中山道の馬籠宿から妻籠宿へのルートです。新緑が鮮やかな季節に、情緒溢れる宿場の豊かな町並みと美しい自然を堪能できます。初夏の爽やかな空気の中で、歴史を感じながら歩くのは心地良いひとときです。

木曾福島は南の馬籠・妻籠と北の藪原・奈良井を結ぶ中山道の重要な拠点で、かつては関所を擁する場所として栄えました。現在でも宿場町ならではの歴史感溢れる佇まいが残り、初夏の新緑が調和した景観を楽しめます。木曾の文化と歴史に触れながら、ゆったりとした時間をお過ごしいただけます。

地図等、観光案内をお求めの方は木曾おんたけ観光局にお立ち寄りください。



## 爽風吹き抜ける開田高原



本誌の表紙にもなっている開田高原は、初夏の時期には爽やかな風を感じながら高原散策が楽しめる場所です。

小さなお子様にも人気の「木曾馬の里」では、優しい顔立ちの木曾馬と触れ合うことができます。木曾馬は、古くから木曾地域で飼われてきた貴重な在来種で、丸いお腹と穏やかな性格が特徴です。

また、初夏には残雪の御嶽山を望むことができ、6月頃にはミズバショウやワスレナグサなどの花々が見頃を迎え、高原を美しく彩ります。

## 初夏の木曾銘菓「ほう葉巻」

木曾の銘菓「ほう葉巻」は、あんこの入った米粉餅を、ほう葉で包んだ木曾の伝統的な和菓子です。

葉を開けば、朴の爽やかな香りが広がり、初夏の訪れを感じさせてくれます。この時期だけのお土産品としてイチオシの一品です。

木曾福島の菓子店にてお買い求めいただけます。





## はじめに

IPA（独立行政法人情報処理推進機構）が発表した「2025年 情報セキュリティ10大脅威」では、現在急増しているサイバー攻撃やリスクがランキング形式で紹介されています。



前年に引き続き1位にランクインしたのは「ランサム攻撃による被害」です。被害件数は依然として高止まりの状態が続いています。

また、2位にランクインした「サプライチェーンの弱点」は、今年は「サプライチェーンや委託先を狙った攻撃」と表現が変更されており、より具体的なリスクに焦点が当てられているのが特徴です。

## ランサムウェア対策には、基本的な対策の徹底を！

長野県内でも被害事例が増加しています。自社がいつ攻撃されるか分かりません。まずは、情報セキュリティの基本的な対策について、改めて確認しましょう。

- OSやソフトウェアは常に最新の状態にアップデートする
- パスワードは長く、複雑なものを設定する
- 不明なメールの添付ファイルを開いたり、URLをクリックしない
- 重要な情報へのアクセス権限を適切に設定する
- データのバックアップを定期的を取得する

これらの対策は、全社的に取り組む必要があります。従業員への教育を継続的に実施してください。

## サプライチェーンや委託先を狙った攻撃

企業は、材料の調達から製造、卸売、顧客への販売までがスムーズに行われることで、事業を継続的に運営できます。しかし、その過程に関わる

一部の企業が外部からの攻撃により事業停止に陥ると、製品の供給が滞ったり、不正アクセスによる情報漏洩で顧客の信頼を失ったりするなど、深刻な問題につながります。

こうしたサプライチェーンリスクは、現在では経営課題としても重要視されており、委託先に対する情報セキュリティ対策の確認を強化する動きが活発になってきています。今後は契約書にセキュリティ対策に関する条項が盛り込まれることが予想されるため、最低限の基本的対策は早急に進めておくことが望まれます。

## 新たな手口にも注意

攻撃者は、常に新たな手口で攻撃を仕掛けてきます。たとえば、取引先になりすまして偽の請求書を送付し、不正な送金をさせるケースや、パソコンにウイルスが



感染したと偽の警告メッセージを表示し、偽のサポート窓口に誘導して重要な情報を盗み出すといった手口が確認されています。

普段と異なることが起きた際は、一人で解決しようとせず、システム担当者などに相談して対応を検討してください。

## セキュリティ対策推進は経営者主導で

セキュリティ対策は、企業を守るための重要な活動です。経営者が率先して指示を出してください。ある程度の投資も必要となります。また、従業員への教育は、最低でも年に1回は実施し、最新の脅威について理解する機会を設けることが重要です。

なお、長野県ITコーディネータ協議会では、自社や団体向けに情報セキュリティ研修の講師派遣も行っておりますので、必要に応じてお問い合わせください。

# 安全衛生教育の実施について

## ～社員への教育・研修は職場における安全衛生の基本です～

長野労働局労働基準部  
健康安全課

早くも新年度のスタートから1か月が過ぎようとしています。4月以降、新たにその仕事、作業に従事する方もいるかと思いますが、そのような方々の安全と健康を確保するための「安全衛生教育」について、再度確認をお願いします。

### 1 安全衛生教育の必要性

#### (1) 法令上の規定

労働安全衛生法令では、①新たに労働者を雇い入れたとき、②労働者の作業内容を変更したとき（①及び②で雇入れ時等教育）、③労働者を特定の危険・有害業務に就業させるとき（特別教育）、④特定業種で新たに職長を就任させるとき（職長教育）について、事業者は、当該労働者等に安全衛生教育を実施することとされています。

これ以外にも、従業員の安全と健康の確保のため、定期的に教育・研修を実施することも有効です。

#### (2) 安全衛生教育の意義

(1)で挙げたような法令上義務となっている安全衛生教育については、特定の業務に初めて就く方向けに、その業務において労災を起こさないための注意点をレクチャーするものになります。こちらは、効果を論じる前に必ず実施いただくようお願いします。

### 2 安全衛生教育実施時の注意点

安全衛生教育を実施するに当たって、その効果を最大にするためには、いくつか注意点があります。教育は一部の実技科目を除き、座学によって実施されることが多くなりますが、安全衛生教育の目的別で分けると、

- (1) 安全な業務のために注意すべきポイントを学習する（主に雇入れ時等教育などの法定教育）
  - (2) 普段から行っている業務について、既知のことも含めて「気づき」を促す（主に法定外の自主的な教育）
- の2種類に大別されます。(1)と(2)では

適切な方法、早さ、深さが異なるため、これらは厳密に切り離して実施することが必要です。(1)については初めてのことを教授することになるため、ティーチング（学校の授業のようなもの）のみになりますが、(2)については、場合に依じてコーチング（問答によって被教育者に答えを見つけさせるもの）やOJT（普段の作業風景を講師に見てもらって意見をもらうなど）が効果的な場合もあります。

また、特に(1)の場合は受け身の座学のみで終わってしまうことが多いため、その内容を普段の業務に落とし込み、定着を図るための取組も（法定義務ではありませんが）重要です。雇入れ時等教育が終わった直後はOJTで定着度合いを確認するなどしていく方法が考えられます。

### 3 安全衛生教育の資料について

安全衛生教育を実施するにあたり、外部講師の活用や労働災害防止団体等の機会利用などを行っている事業者もありますが、自社内で行う場合は、長野労働局ホームページに掲載の各種情報のほか、安全衛生教育に係る教材や災害事例等が掲載されている職場のあんぜんサイトを活用してください。

職場のあんぜんサイトはこちら  
<https://anzeninfo.mhlw.go.jp/>



### 4 おわりに

教育の適切な実施は、管理体制の構築と並んで、職場の安全・健康確保の柱です。改めて、安全衛生教育の実施状況や効果を見直していただければ、幸甚です。

# 事業の成長・発展に取り組まれている中小企業の皆さまへ

各種保証制度で、事業の成長・発展に必要な資金繰り等をサポートしています。

## サステナビリティ推進保証「ともにみらいへ」

**特徴** サステナビリティへの取り組みを促進！

| 保証限度額  | 保証期間                                   | 保証料率(年率)  |
|--|--|---|
| 3,000万円<br>但し、サステナビリティにかかる認定等を受けている方は8,000万円 | 運転資金 7年以内(据置1年以内)<br>設備資金10年以内(据置1年以内) | 認定等なし: 年率0.350%~1.80%<br>※通常より0.1%低い保証料率でご利用可能<br>認定等あり: 年率0.315%~1.62%<br>※上記よりさらに10%割り引いた保証料率でご利用可能 |

## 金融機関連携型推進保証「TAG(タッグ)」

**特徴** 経営者保証不要での資金調達を応援！

| 保証限度額   | 保証期間                                   | 保証料率(年率)                                |
|---------|--|---|
| 8,000万円 | 運転資金 7年以内(据置1年以内)<br>設備資金10年以内(据置1年以内) | 年率0.30%~1.75%<br>※通常より0.15%低い保証料率でご利用可能 |

上記の他にも、皆さまのライフステージに応じた様々な保証制度があります。  
詳細については、最寄りの各営業店窓口までお問い合わせください。



ホームページ: <https://www.nagano-cgc.or.jp>  
E-mail: [hosyo@nagano-cgc.or.jp](mailto:hosyo@nagano-cgc.or.jp)  
電話相談窓口: 0120-34-7680(企業支援部)

# がんへの不安に備える「がん総合共済」

満67歳までの方がご加入いただけます。満80歳までご継続いただけます。

**年齢・性別問わず、月々の掛金1,500円で、**

※月々の掛金は、満80歳まで変わりません。

**がんと診断されたら ⇒ 50万円**

**がんによる入院日額 ⇒ 5,000円**

※第1保障区分(満15歳から満64歳まで)の場合です。診断・がん入院ともに満65歳からは保障額がかわります。

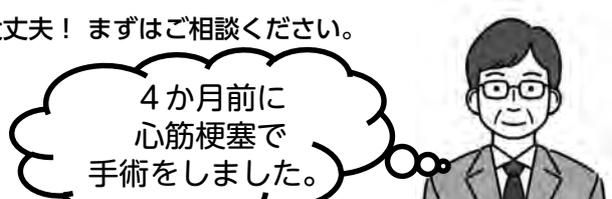
**さらに、手術・放射線治療 退院後の通院支援まで保障**

**2口までご加入いただけます。がん診断で100万円**

こんな疾病をお持ちの方も大丈夫！ まずはご相談ください。



現在、糖尿病で  
通院治療を  
しています。



4か月前に  
心筋梗塞で  
手術をしました。

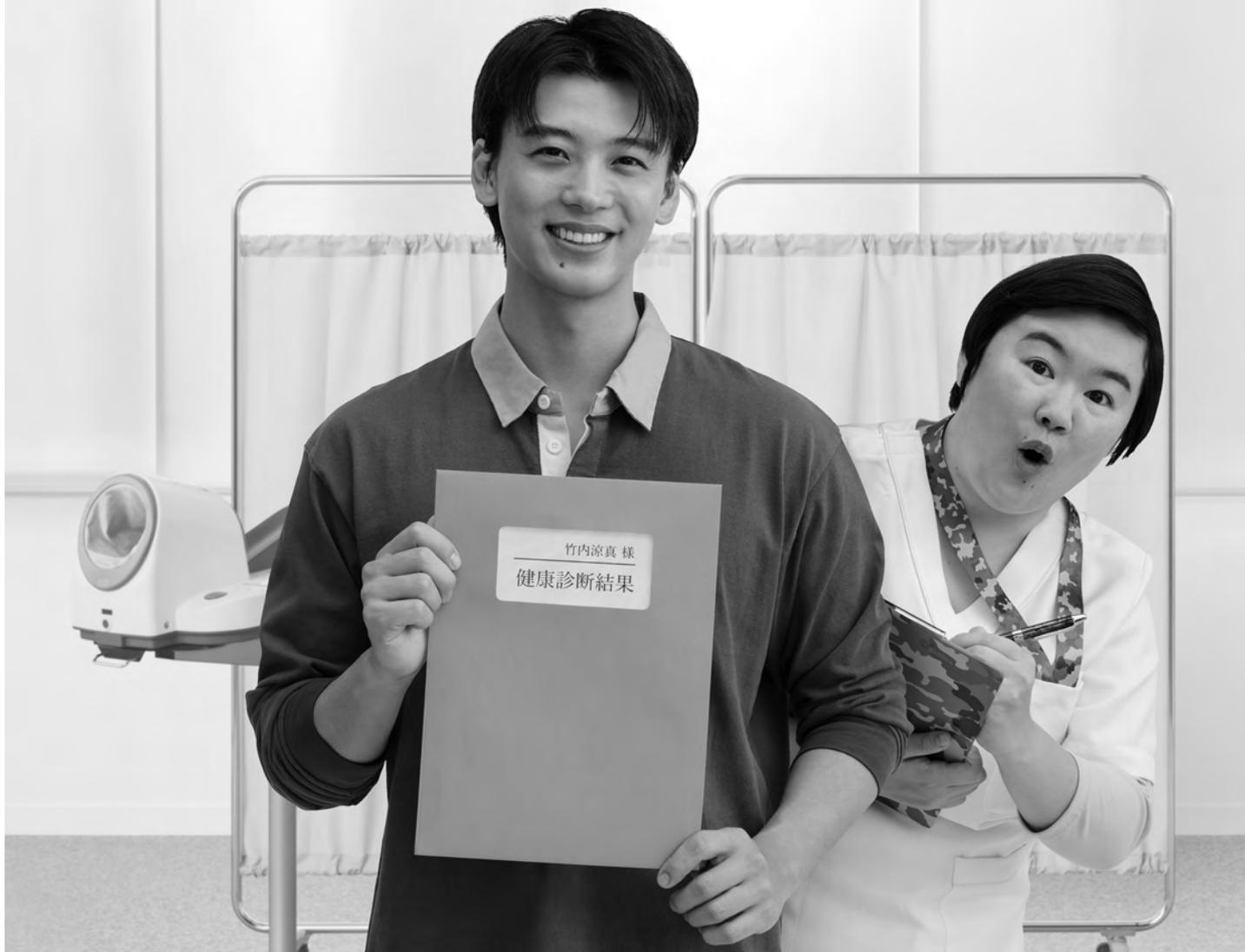


**長野県福祉共済協同組合**  
フリーダイヤル 0120-86-9431

長野市中御所岡田131-10  
長野県中小企業会館3階

☒ [fuku@naganokyosai.or.jp](mailto:fuku@naganokyosai.or.jp) 「ながの共済」で検索 <http://www.naganokyosai.or.jp>

# 健康で保険料がおトクに!



健診結果を出し、条件を満たせば、  
保険料がお得になるかも!

※健康自慢(健康体料率(特約用))を付加できる保険は、大樹セレクト(無配当保障セレクト保険)です。健康自慢の付加にあたっては、所定の要件があります。  
※ご検討にあたっては、「設計書(契約概要)」「特に重要な事項のご説明(注意喚起情報)」「ご契約のしおり-約款」をご覧ください。

大樹生命保険株式会社 松本支社 〒390-0811 長野県松本市中央 1-21-8 TEL:0263-34-3585 <https://www.taiju-life.co.jp/>  
長野営業部 TEL:026-226-2820 松本営業部 TEL:0263-35-8519 飯田営業部 TEL:0265-24-4980 諏訪営業部 TEL:0266-52-1356  
あづみ野営業部 TEL:0263-84-0256 東御営業部 TEL:0268-64-5413 佐久営業部 TEL:0267-62-0358 上田営業部 TEL:0268-24-2755

R-2024-1008(2024.10)

よりそう保険。  
大樹 Taiju Select セレクト

無配当保障セレクト保険

健康診断などの結果をご提出いただき、付加条件を満たしている場合に、健康自慢を付加することで対象特約の保険料がお安くなります。

# 令和7年度 長野県中小企業団体中央会 通常総代会・創立70周年記念式典 開催のお知らせ

## ○通常総代会

日時 令和7年5月26日（月）午後1時30分～

場所 長野市「ホテルメトロポリタン長野」

第1号議案 令和6年度事業報告承認について

第2号議案 令和6年度収支決算並びに剰余金処分（案）承認について

— 監 査 報 告 —

第3号議案 令和7年度事業計画（案）決定について

第4号議案 令和7年度収支予算（案）決定について

第5号議案 令和7年度会費賦課基準（案）決定について

第6号議案 常勤役員の報酬額の決定について

第7号議案 借入金残高の最高限度額の決定について

第8号議案 その他特別に議する事項について

報告事項 顧問及び参与推戴報告について

## ○創立70周年記念式典 午後3時15分～

会長式辞

来賓祝辞

表 彰 関東経済産業局長表彰

長野県知事表彰

全国中央会会長表彰

長野県中央会会長表彰

## ○祝賀懇親会 午後4時30分～

※詳細につきましては、後日お送りするご案内をご覧ください。総代及び表彰対象の皆様にはぜひご出席いただきますようお願いいたします。

☆働きやすい職場環境づくり  
「企業の社会的責任（CSR）」を果たすとともに「あらゆる差別の撤廃と人権教育の推進」に邁進しましょう。

地球に優しい企業人の皆様へ  
“あなたにもできる。”  
ライフスタイルの見直しで、  
1人1日1kgのCO<sub>2</sub>削減”

簡単管理 全額非課税 掛金助成  
退職金は、国の制度を賢く活用

中退共 小企業  
職金  
済制度

「中退共」で  
検索!

(独)勤労者退職金共済機構  
中小企業退職金共済事業本部  
TEL (03) 6907-1234

知恵と力を合わせて信州を元気に

月刊 中小企業レポート  
MONTHLY REPORT

2025

5

No.582

第582号 令和7年5月10日発行

発行人 井出 康弘

発行所 長野県中小企業団体中央会  
長野市中御所岡田町131-10  
長野県中小企業会館内4F  
TEL.026-228-1171

印刷所 カシヨ株式会社

# もっともっと、 できる商工中金へ。



もっと、お客さまのニーズに応えることができる。もっと、新しいことにチャレンジできる。  
それぞれが個性を活かし、未来に向かって、もっともっと「できる商工中金」へ。

企業の未来を支えていく。日本を変化につよくする。  商工中金

長野支店 〒380-0814 長野市西鶴賀町1483-11  
諏訪支店 〒392-0026 諏訪市大手1-14-6  
松本支店 〒390-0811 松本中央2-1-27

TEL:026-234-0145  
TEL:0266-52-6600  
TEL:0263-35-6211